

公益社団法人 日本顕微鏡学会
役員候補者・代議員 選挙管理委員会規程

平成 24 年 9 月 29 日制定

平成 26 年 7 月 5 日改正

平成 27 年 11 月 26 日改正

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人日本顕微鏡学会の役員候補者・代議員 選挙管理委員会 (以下「選挙管理委員会」という) に関して必要な事項を定める。

(委員会の目的)

第2条 選挙管理委員会は、会長候補者、会長を除く理事候補者、監事候補者(これら3候補を以下役員候補者という)、及び代議員(補欠を含む)を選出するために適正な選挙を円滑に実施することを目的とする。

(委員および委員会の構成)

- 第3条 選挙管理委員会は、2年ごとに各支部から公募で選ばれる若干名の正会員で構成する。
2. 選挙管理委員の公募時期及び各支部の人数は選挙担当理事の発議によって理事会で定める。
 3. 選挙管理委員は公募に応募した正会員とし、会長が委嘱する。選挙管理委員に応募する正会員は様式1の選挙管理委員会委員の応募用紙に所定事項を記入し、事務局を通じて理事会に提出する。
 4. 選挙管理委員の応募者数が定数より多かつた場合は会員歴が長い順とし、定数に満たない場合は、各支部長が本人の承諾があった正会員を推薦する。
 5. 選挙管理委員は選挙管理委員会を組織し、正・副委員長は委員の中から互選する。
 6. 互選により選出された選挙管理委員長は、選挙管理委員会の発足を直近の理事会に報告する。委員の任期は次期選挙管理委員会の発足日までとする。
 7. 選挙管理委員は役員候補者選挙に立候補することはできない。

(委員会の役割)

- 第4条 選挙管理委員会は、役員候補者選挙、並びに代議員選挙を管理・執行する。
2. 選挙管理委員会は、役員候補者選挙、及び代議員選挙の公示、立候補の受け付け、選挙の実施、開票等、選挙に関する一連の業務を担当する。業務の詳細は選挙管理委員会内規に定める。

3. 各支部の選挙管理委員は、支部ごとの立候補者名簿を管理する。
4. 選挙管理委員会は代議員選挙の開票結果を学会ホームページに公開し理事会に報告する。
5. 選挙管理委員会は役員候補者選挙の開票結果を理事会に報告し、当選した役員候補者の選任を総会に諮る。

附 則

- 1 この規程は、理事会の決議により、変更することができる。